

# 規制の事前評価書

法律又は政令の名称：金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律案

規制の名称：決済に関する規制の見直し

規制の区分：新設、改正、拡充、緩和、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室

評価実施時期：2020年3月5日

## 1 規制の目的、内容及び必要性

### ① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。  
(現状をベースラインとする理由も明記)

キャッシュレス時代に対応した利便性が高く安心・安全なサービスに対するニーズに対応し、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図ることは重要。

そのため、資金移動業について、送金額に応じた柔軟かつ過不足のない規制を整備する必要がある。また、多様な決済サービスが登場する中、例えば、収納代行と称しつつ実質的には個人間送金を行う行為について、利用者保護の観点から、規制を整備する必要がある。

これを実施しなければ、利用者利便の向上やイノベーションの促進の障害となるほか、利用者保護上の問題が生じるおそれがある。

以上をベースラインとする。

### ② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性)

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

#### 【課題】

情報通信技術の発展等により、多様な決済サービスが登場する中、海外送金などの100万円を超える送金のニーズがある一方で、資金移動業者が取り扱うことが可能な送金は、現行規制上100万円以下に限られており、こうしたニーズに対応できていない。また、例えば、収納代行と称しつつ実質的には個人間送金を行う行為について、適切に利用者保護を確保できる環境が整っているとは必ずしもいえない状況にある。

#### 【規制以外の政策手段】

上記課題を解決するに当たっては、登録制の規制を導入している既存の資金移動業者とのイコールフットINGを確保する必要がある。また、十分な利用者保護を図る観点から、強制力及び実効性を確保するため、法令による規制手段の採用が妥当である。

#### 【課題解決手段（制度改正）】

- (1) 資金移動業について、①100万円超、②100万円以下（現行）、③数万円以下、といった送金額に応じた類型を創設し、柔軟かつ過不足のない規制を整備する。具体的には、①の送金を取り扱う事業者については、認可制とするとともに、具体的な送金指図を伴わない利用者資金の受入れを禁止する、③のみの送金を取り扱う事業者については、利用者から預かった資金について、供託等の既存の保全方法に代えて、外部監査を義務付けた上で、利用者の資金を分別した預貯金等で管理することを認める、など。
- (2) いわゆる収納代行のうち「割り勘アプリ」のように実質的に個人間送金を行う行為が、資金移動業の規制対象であることを明確化する。

## 2 直接的な費用の把握

### ③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

#### 【遵守費用】

- (1) 現行資金移動業者（70社[2019年12月31日現在]）のうち、①100万円超、又は／及び③数万円以下のみ、の送金を取り扱おうとする者において、認可申請や変更登録申請に係る費用が発生する。また、①の事業者は、高額送金を取り扱うリスクを踏まえ、特に、システムリスク管理、セキュリティ対策、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策等に関し、現行規制より高水準の規制を遵守する費用が発生する。
- (2) いわゆる収納代行のうち実質的に個人間送金を行う者において、登録申請や資金移動業の規制の遵守に係る費用（例えば、本人確認や利用者資金の保全等に要する費用）が発生する。

#### 【行政費用】

- (1) ①100万円超、又は／及び③数万円以下のみ、の送金を取り扱おうとする者について、認可審査や変更登録審査に係る費用が発生する。また、①の事業者について、現行規制より重点的な検査・監督に係る費用が発生する。
- (2) いわゆる収納代行を行う者のうち実質的に個人間送金を行う者について、登録審査や検査・監督に係る費用が発生する。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

-

### 3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何ほどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

- (1) 資金移動業者が100万円を超える送金を取り扱うことが可能となる。また、数万円以下のみの送金を取り扱う事業者については、外部監査を受けた上で、利用者から預かった資金を分別した預貯金等で管理することが可能となり、資金繰りに係る負担が軽減される。
- (2) いわゆる収納代行を行う者のうち実質的に個人間送金を行う者について、資金移動業の規制対象とすることで、利用者保護が図られる。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

-

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

- (1) これまで、資金移動業者が受け入れた利用者資金については、供託、保全契約、信託契約による保全が義務付けられていたところ、数万円以下の送金については、上記に加え、外部監査を受けることを条件として、利用者から預かった資金を分別した預金で管理することが可能となる。

## 4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

(1) 100万円を超える送金ニーズへの対応、現在の送金件数の大部分を占める数万円以下の送金に係る事業者コストの合理化を通じたコストの低いサービスの提供の促進などを通じ、利用者利便の向上やイノベーションの促進に資することが期待される。

(2) いわゆる収納代行を行う者のうち実質的に個人間送金を行う者が、利用者から受け入れた資金の保全等の規制を遵守することで、キャッシュレス化時代に対応した、利用者にとってより安心・安全な送金サービスが提供される環境の整備に資することが期待される。

## 5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

利用者利便の向上やイノベーションの促進、利用者保護の確保といった規制案によるプラスの効果は、遵守費用や行政費用の発生といったマイナスの効果を上回ると考えられる。

## 6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

### 【代替案】

- (1) 資金移動業について、(3類型に分けることなく)送金額の上限(現行 100 万円)を撤廃した上で、100 万円超の送金を取り扱う業として、より高水準の規制を一律に適用する。
- (2) いわゆる収納代行について、すべからず資金移動業の規制対象とする。

### 【代替案と本案の関係】

#### (1) 資金移動業関係

〔遵守費用〕 代替案の場合、本案と比較して、(100 万円を超える送金を取り扱う事業者のみならず)全ての資金移動業者において、高額送金を取り扱うリスクを踏まえ、特に、システムリスク管理、セキュリティ対策、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策等に関し、現行規制より高水準の規制を遵守する費用が発生する。

〔行政費用〕 代替案の場合、本案と比較して、(100 万円を超える送金を取り扱う事業者のみならず)全ての資金移動業者について、現行規制より重点的な検査・監督に係る費用が発生する。

〔便 益〕 代替案の場合、本案と比較して、より多くの事業者が 100 万円を超える送金を取り扱うことが可能となる。

〔副次的な影響及び波及的な影響〕 代替案の場合、本案の場合と比較して、100 万円又は数万円以下のみの送金を取り扱う事業者にとって過剰な規制遵守費用が発生することで、事業者のサービスの提供やイノベーションの障害となり、利用者利便を損なう可能性がある。

〔評 価〕 代替案の場合、本案の場合と比較して、全ての資金移動業者において、一律に、より高水準の規制を遵守する費用が発生することから、事業者の参入や、既存の事業者によるサービスの提供の障害となることが想定され、結果として決済手段に関するイノベーションが抑制されるという観点から、便益が小さい一方、遵守費用及び行政費用は大きいと考えられる。また、代替案の場合、現行規制を前提に今後も事業を行おうとする事業者のサービスの提供や利用者利便に支障が生じる可能性がある、という深刻な副次的な影響・波及的な効果が想定される。

#### (2) 収納代行関係

〔遵守費用〕 代替案の場合、本案と比較して、いわゆる収納代行を行う全ての者において、登録申請や資金移動業の規制の遵守に係る費用が発生する。

〔行政費用〕 いわゆる収納代行を行う全ての者について、登録審査や検査・監督に係る費用が発生する。

〔便 益〕 代替案の場合、本案と比較して、より多くのいわゆる収納代行を行う者について、資金移動業の規制対象とすることで、より一層の利用者保護が図られる。

〔副次的な影響及び波及的な影響〕 代替案の場合、規制案と比較して、現在サービスを提供している事業者のサービスの提供やイノベーションの障害となり、利用者利便を損なう可能性がある。

〔評 価〕 代替案の場合、本案の場合と比較して、全ての収納代行を行う者において、一律に、より高水準の規制を遵守する費用が発生することから、事業者の参入や、既存の事業者によるサービスの提供の障害となることが想定され、結果として決済手段に関するイノベーションが抑制されるという観点から、便益が小さい一方、遵守費用及び行政費用は大きいと考え

られる。また、代替案の場合、現在収納代行を行っている事業者のサービスの提供や利用者利便に支障が生じる可能性がある、という深刻な副次的な影響・波及的な効果が想定される。以上のことから、本案は適当と考えられる。

## 7 その他の関連事項

### ⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

-

## 8 事後評価の実施時期等

### ⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律」の施行後 5 年以内に、改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

### ⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

今回の改正により措置される制度の活用状況や監督上の対応状況等について、総合的に判断して、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握していく。